

記者発表資料

平成 20 年 6 月 14 日  
(19 時 00 分)

県政記者クラブ各位

保健福祉部地域福祉課

災害救助法の適用について

平成 20 年 6 月 14 日午前 8 時 43 分に発生した「平成 20 年岩手・宮城内陸地震」の発生による被害について、下記のとおり災害救助法を適用したのでお知らせします。

記

- 1 適用年月日 平成 20 年 6 月 14 日 (土)
- 2 適用市町村 一関市
- 3 適用理由 地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じ、避難して継続的に救助が必要となっていることによる。
- 4 救助内容等 ① 収容施設 (避難所に限る。) の供与  
② 炊き出しのその他による食品の給与及び飲料水の供給  
③ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 など
- 5 財源割合 原則として国 1/2、県 1/2

照会先 保健福祉部地域福祉課  
生活福祉担当  
内線：5421